

日本の建築家

村松貞次郎

まえがき

昨年5月わが国では世界にさきがけて「技術士法」が公布され、本年からその試験・登録も行われるようである。特定の技術に関する専門知識と経験とをもって社会にサービスする、いわゆる自由業としての精神労働者の数は、科学技術の進歩につれて、これからますます多くなってゆくであろう。

各種の自由業のうち、その実施の結果が国家・社会の福祉に重大な影響をもたらすものについては、国またはこれに代るものがその従事者の資格を試験して登録 (Registration) し、独占的に業務の実施権を免許 (License) することが多い。その知識・経験が誤りなく実行されることを期待し監視するとともに、反対給付としてその職業の権威を保証し、サービスに対する正当な報酬による経営を保護するわけである。弁護士・医師・測量士さらには土地家屋調査士なども皆、この範疇に属する自由業で、利潤を追求してはならないことになっている。しかし実際には人も驚くような利潤をあげ、常識的には完全に営業化している職業もある。だがその反面、精神労働・知的サービスの評価の仕方が、歴史的にもアイマイであったわが国の特殊性を反映して、職業の経済的基盤がきわめて弱く、その職能 (Profession) が十分に確立していない業種も多い。とくに比較的近代になって法的な規制がはじめられたものに多いようである。

それらはややもすると資格の認定がルーズなために、競争も激しく、活躍の分野も多岐にわたるために、実質的に有資格者の登録だけに終り、免許は形だけで自由業としての経営が少しも保護されていないことが多い。「技術士法」に至っては、たんに技術士の称号の独占を許すだけのものである。重大な技術上の助言をしたお礼がネクタイ1本だったという話は、よく聞くとところである。

建築家の仕事も職業としてみるとき代表的な自由業であると考えられる。しかし永い伝統と比較的新しい法的な規制とによって、現在いろいろの矛盾に当面している。筆者は幸い日本建築家協会からの委嘱によって、わが国の建築家および建築設計事務所の実態の一部を調査・研究することができた。ここに建築家という職業を例にとって、二、三の角度から検討してみたい。

法律上の建築家

建築家とは？ その抽象的な定義づけや備うべき資質について、古来種々の説がある。しかしその仕事を割り

切つて言えば、建物の注文主と施工業者の間に立って、注文主に代って建物を設計し、その工事を監理する仕事である、ということになるろう。

わが国の法律が規制している建築家は、そのデザイン上の才能や人格をうんぬんするものではなく、ただこの仕事を誤りなく遂行しうる能力があるかないか、という点に基準をおくものである。この法律が「建築士法」(1950年5月公布)で、建築家の資格を規制する唯一の法律である。この法律は“建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする”(第1条)もので、定められた一定の資格を有し、国または都道府県の試験に合格して登録されたものを、それぞれ1級建築士(建設大臣免許)・2級建築士(都道府県知事免許)と規定している。1級、2級によってそれぞれ設計・監理することのできる建物の構造や規模に違いがあるが、延面積150m²以上、階数3以上の建物はこの建築士資格を有し建築士事務所の登録をすませた者でなければ設計監理することができない。それ以下の(ただし木造)場合は街の大工さんでも、素人でもよいわけである。

ところでこの法律で定められた1級建築士の受験資格は“学校教育法による大学または旧大学令による大学において、正規の建築または土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者”(第14条の1)その他であり、2級のそれに至っては、学歴の規定のない“建築に関して7年以上の実務の経験を有する者”(第15条の4)という項がある。しかも実務の経験は、設計監理の仕事に限らず教育・研究・行政・施工その他広般な分野を含み、しかもその経験については第三者の証明を必要とせず、本人の申告だけでよい。したがってこの法律で建築士と認められた人は、建築設計事務所設計・監理の Practice に従事している建築家だけでなく、むしろより多くがドラフトマン、フォアマン、セールスマン、教師研究者、技師、積算家、コントラクター(大工さんも含む)、役人など広般な分野の人によって占められている。

これは建築の設計と監理を責任をもって遂行し、高い教養と学識・経験・伎倆を要求され、自由業務としても社会的に伝統的な権威と信頼を得ている欧米の建築家を規定している Architect's Law (建築家法) とは、似て

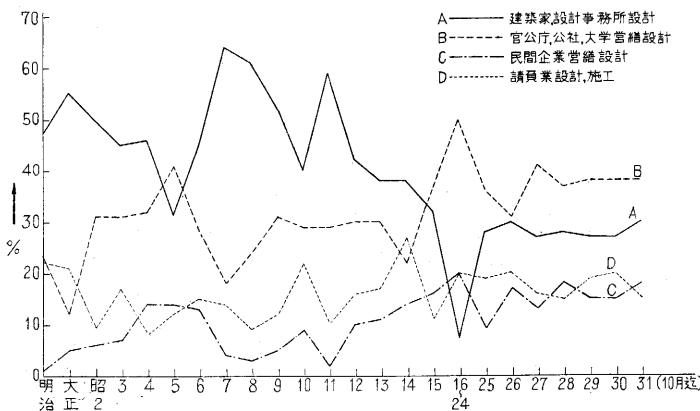
非なるものである。わが国の建築士の数が現在、1級約 26,000 名、2級約 55,000 名、計 81,000 名もあり、世界各国の建築家の合計数の過半を占めているのも、こうした資格規定の甘さに起因している。わが国について建築家数が多いアメリカ合衆国ですらその数は 23,000 名を前後する程度ある。

たんに数の上からだけでなく、法律上の建築家たちの活躍分野が多岐にわたり、職業が異なっているのもわが国の特徴で、外国には見られないところである。これには後に述べるようなわが国独特の建築家の歴史、建築教育の特殊性が大きく影響しているのであるが、それらをまたわが国の「建築士法」が忠実に反映しているのである。したがって法的な意味でなく、もっと厳密に建築家を定義しようとして、建築家という言葉の代りに、Architect, Designer, Planner さらにはある大家の小説の主人公のように Architect-Designer などの語が、建築家の本質を強調するために使われ、ときには“作家”などという言葉も一部に用いられるのも、わが国の建築家の Profession が確立していないことを示すものである。

第 1 表 日本の建築事務所の規模 (付, アメリカ合衆国)

事務所的人数	合 計			J. A. A.			non J. A. A.		
	Firm 数	%	U.S.A	Firm 数	%	A. I. A	Firm 数	%	non A. I. A
1~4名	120	45.6	54.4	16	1.3	47.6	104	73.8	64.3
5~9	70	26.6	25.4	44	36.0	27.8	26	18.4	21.9
10~19	40	15.2	12.0	32	26.2	14.6	8	5.7	8.3
20~39	21	8.0	0.6	18	14.8	6.7	3	2.1	3.8
40~99	6	2.3	0.2	6	4.9	2.4	0	0	1.0
100名以上	6	2.3	0.1	6	4.9	0.9	0	0	0.7
計	263	100.0		122	100.0		141	100.0	
中央値規模の人数		5.66			9.32			2.61	

註: 日本建築家協会 1957. 11. 1. 調査, J. A. A. は日本建築家協会会員の事務所, non J. A. A. は非会員で一級建築士の事務所を示す。ただしアメリカは, A. I. A. 1950 年調査, A. I. A. は前記 A. I. A. 会員の, non A. I. A. は非会員の事務所を示し, U. S. A. は (A. I. A + non A. I. A.) である。



註: 日本建築学会編「建築経済統計資料」(1956, 1957) 所載の「明治以降主要工事一覽」により各曆年中に竣工した建築物数合計に対する A, B, C, D の割合 (100 分率) の経年変化を示す。所載総件数 (2,269) に対する割合では A, B, C, D それぞれ 34, 33, 13, 18% で, その他 48 件 (2%) があるが, 図には記入しなかった。

第 1 図 設計監理の主体別の活動率 (百分率)

建築家の Profession (職能)

わが国では建築士がその業務を営むためには、建築士事務所を開設しなければならない。免許された事務所数は 1957 年 12 月末現在、1 級 6,718、2 級 9,338、計 16,056 になる。アメリカ合衆国でも約 12,000 (1950 年) であるから、彼我の国富・建設量の開きを考えるとき当然わが国の建築士事務所の経済的基盤の弱小性が浮かびあがってくる。建築士事務所は民間の建築設計事務所だけでなく、請負業、会社営繕部などで設計・監理の業務を行う場合でも開設しなければならないものであるから、民間にあって独立した建築設計事務所の業務を行っている建築士事務所数は、はるかに少ないことは事実であろう。(アメリカでは 12,000 のうち約 9,100)。しかし官庁や請負業、民間会社営繕などの設計・監理する仕事量が昔からきわめて多かったわが国では、民間の建築設計事務所の扱った仕事量はその事務所数に比して少なく、しかも所員数は比較的多く (第 1 表) 経営が苦しいことには変りがない (第 1 図)。

先にも述べたように、建築家の仕事が建物の注文主に

代って建物の設計をするとともに、その工事を監理することにあるとすると、利潤を目的として工事を施工する請負業の中に、その建物を設計し工事が適正に契約通り行われるかを監理する建築家の仕事同居しているのは妙なことになる。

また身分的な制約を受ける官公庁の設計部や、民間会社の営繕部などの建築家の仕事は、種々の拘束を受けるのは当然で、自由な精神活動を前提とする建築家の設計活動にとって満足すべき場所とは言われない。(もちろん優れた人材を抱えて通信省時代から、わが国近代建築の主要な流れを形成してきた現郵政省の建築家たちの働きのような例外はあるが)。また大学等においてその研究を実地に試み、絶えず教育の場に新風を送り込むために実際に建築を設計・監理する教師・研究者がいるが、その精神的自由度、経済上の中正さは建築家として優れた条件にあると言えるが、みづから事務所を経営し、そのヤリクリに悩みながらも建築家として活動している民間設計事務所の建築家に比べて、自己に課せられた建築の設計監理の仕事、果してどの程度全人格的に把握し、理解するかは疑問なしとしない。

民間にあって独立した建築設計事務所を開設して活躍している建築家が、その

能力・才能に差はあっても、ほんとうの意味での精神労働者としての自由業者であるが、上記のような各分野での建築家の活動と、その絶対数の多さなどによって、その Profession が確立せず、経済的に必ずしも楽ではなく、法的にも少しも保護されていない結果になっているのである。わが国の「建築士法」が資格法であって業務法ではないといわれるのもこのためである。

日本の建築家

このようにわが国の建築家の Profession がアイマイな原因は、それを歴史的に分析してみるとかなりはっきりする。「建築士法」はじつにその歴史の集中的な具現にはかならないのである。

わが国に近代的な意味での建築家が誕生したのは、1879年(明治12)工部大学校造家学科第1回卒業生が世に出たときである。わが国工学教育の源流となった工部大学校に造家学科が設けられ、以来建築教育が工学系の部門で行われるようになり、今日まで変っていないことは、欧米諸国で Architect の教育が独立した学部や、むしろ人文系に属する所で行われ、Architectural-Engineering の教育と併行して行われてきたことと比較して、まず建築家の Profession を不明確にしてきた一つの理由としてあげなければならない。アメリカ合衆国の例をみると、初期(19世紀)には建築教育は主として理・工学系統の学校で行われていたが、やがて Architecture として独立した教育分野を開拓してきたことが知られる。教育の地方分権主義によって時代に即応し得たためであるが、わが国では強固な教育の官僚支配が災いしてきたとも考えられる。

工部大学校の卒業者たちを中心にして、わが国最初の建築家の組織として造家学会(現日本建築学会)が設立されたのは1886年(明治19)であった。この会は当初の規約の範を、R. I. B. A. (イギリス建築学会, Royal Institute of British Architects) および A. I. A. (アメリカ建築学会, American Institute of Architects) のそれにとったと言われ、Professional Architects の団体としての性格が強く、「建築師報酬規定 Fee Schedule」を公表している。しかし第1次大戦前後のところまでは、わが国の経済水準も低く、高度の専門教育を受けた建築家が民間にあって実務に携る機会は比較的少なく、より多くの人びとが官庁や大企業に属して活躍し、その分野も施工・行政・研究教育など広般であったため、学会の会員構成も雑多な人びとによって占められ、しかもそれらを一様に建築家と呼ぶ習慣ができてきた。さらに明治末に導入された鉄骨や鉄筋コンクリートなどの新しい建築方法が、もっぱら工学・技術の上から関心を持たれ、さらに関東大震災を本格

叩契機とする耐震・耐火の建築技術が研究の面でも、建築行政の指導方針としても強調されるようになった。設備技術・衛生工学等の建築計画の学問の発達と相まって、建築学会はますます工学の学術団体としての色彩を濃くし、欧米の「建築家学会」とかなり異なった方向に進み、今日では役人・研究者・業者・建築家を含めて、正会員だけでも13,000名を超す一大総合学会となっている。

第1次大戦後から、わが国の建築事情もかなり好転し、民間に設計事務所を開設する建築家の数も増加してきた。これらの Professional Architects が、かれら独自の組織をつくったのは1914年(大正3年)で、翌年から日本建築士会と称した。この団体は熱心に建築家の社会的意義を啓蒙宣伝し、その Profession を確立するため「建築家法」の制定を目ざして議会へ働きかけた。建築学会はその複雑な会員構成を反映して、この動きに冷淡な立場をとっていた。この運動はついに失敗したのである。

戦後、政府は占領軍の命令で「建築士法」を立案したが、以上のような事情で、この法律を欧米のような Architect's Law の水準にまで高めることができず、現行の「建築士法」が公布された。これとともに、この法律による建築士がそれぞれの都道府県で結成する建築士会が、政府の指示で生れ、さらにそれらを団体会員とする日本建築士連合会が1952年に組織された。

日本建築士会は「建築士法」の公布とともに解散させられたが、この法律にあきたらない人びとは、戦時中政府の動員命令にしたがって組織された日本建築設計監理統制組合を改組して、民間の建築設計事務所を会員とする日本設計監理協会をつくった。この会は1956年、現在の日本建築家協会と改称し、個人会員制度に改め、共産圏の建築家も含めユネスコとも関連をもっている建築家の国際組織である国際建築家連合(Union internationale des architectes, U. I. A.)にも1955年に加盟し、建築(15ページに続く)

第2表 主要団体の職業別構成比率

職業別	日本			アメリカ合衆国		
	日本建築学会	建築士連合会	建築家協会	全体	A. I. A 会員	A. I. A 非会員
	%	%	%			
民間設計事務所の長、勤務者	9.3	7.5	100.0	89	91	85
官公庁、公社勤務者	37.4	15.8	0	5	3	8
教師、研究者	5.1	1.3	0	3	4	2
建設業・材料・設備業勤務	32.5	29.4	0	3	2	5
建設業以外の会社勤務	12.6	6.1	0			
その他および不明	3.1	39.9	0			
計	100.0	100.0	100.0	100	100	100

- 注：1. 日本建築学会は、正会員12,818名の1/10を抽出したものである。(1956年版学会名簿使用)
- 2. 日本建築士連合会は、同会発行「一級建築士名簿」(1954年)記載の21,453名の1/10を抽出、実質的には一級建築士の職業別構成である。
- 3. 日本建築家協会は同会名簿による1957年末現在会員269名について、但し現在約1%の教師・研究者が加っている。
- 4. アメリカの数値は、The American Institute of Architects (A. I. A.)の1950年調査の結果で、調査対象は登録建築家6,605名である。

て塊状に固結して使用するを便なりとす。しかし、その方法は……」

こうした発想の根底には、「平時においては廉価なる原料を外国に仰ぐとともに、有時の時においても独立して操業しうべき設備なかるべからず」（同論文）という構想があった。野呂は一貫して、軍国日本の歩みと対応して、これを助け、可能にすることを自分の任務として、技術者の道を一生歩みつづけたわけである。卓越した才能をもった技術者が、このように強力国家の建設という任務遂行の形で、はじめて自己の力量を発揮できたし、またしなければならなかったということは、時代のしからしむるところであるが、そのことを、どう考えたらよいか、それはまたつぎの課題にしよう。

ともかく、われわれがここで問題とするのは、野呂が日本の製鉄技術の内包する可能性を自分の足で立て多面的に独創的に見ようとしたその考え方なのである。「だめだと諦めずに、やって、可能性を探し出す」という精神である。新しい可能性に向かって、常に眼を開いていることが大事である。野呂は常にそうした可能性へ眼を向けていたのであった。現在の技術をもってしては不可能だとされていることを、可能性へ転化するための契機を掴むために常に真剣であった。かれの着想または、その重要性を指摘したものは、国内資源という狭いワクではなく、もっと大きな世界で、うけつがれ、あ

るものは実現していったのであった。われわれはたとえ、鞍山製鉄所の基礎を確立した本ケイ湖の画期的な貧鉄処理磁化焙焼法が梅根常三郎らによって実現されたことを知っている。また、野呂につづいた卓越した冶金家今泉嘉一郎によって南洋の燐分の高い燐鉱石を原料とすることによって、トーマス法が独創的な形ではじめて日本に実現したことも知っている。また鞍山から大太平洋戦争後帰った人々によって、国内資源利用の画期的な脱銅法が発展させられたことも知っている。

金森研究室が緩流吹精法、高炉湯溜り吹精法と歩んできた根底にもそれがある。この新しい技術によって、製鉄技術の独創的なものを生み出したいという希望がある。かつて、砂鉄とともに野呂が期待をかけた三池コークスその他高硫黄原料の利用の道を拓きたいという念願がある。そして、フィリピンのミンダナオのスリガオ鉱石をはじめ、セレベス、ボルネオ、ニューカレドニアと東南アジアに無尽蔵といわれ、その精錬の道ができれば、日本の製鉄業の大きな発展の契機となり得るラテライト鉱石の利用の道を拓きたいという願いがある。容易な道ではないが、日本の製鉄業にとって、この上なく重要な課題なのである。そして、日本がしっかりと、自分の足で立つようになるために役立てほしいとの願いがあるのである。
(1958. 2. 22)

(18 ページより続く)

家の国際的活動の一翼をになっている。

以上の3団体、すなわち日本建築学会、日本建築士連合会、日本建築家協会が、現在わが国の建築家、および建築関係者によって構成されている主要な団体である。(第2表)このうち日本建築家協会が、もっとも純粋な Professional Architect の団体ということができ、会員資格の規定も、会員の義務も建築家としての職能に徹底しているが、現在会員数は約300名にすぎず、また過度の競走が行われざるを得ない建築界の実情を反映して、しばしば会員業務規程違反のケースが起りがちである。さらにまた有能な建築事務所の主宰者かならずしも優れた建築家とは言えず、若い建築家層から建築家としての活動にあきたらないとされることもある。しかし一方建築家の業務が、信用の上に成立する自由業であるとする、いかに優れた才能があっても、彼にある程度の社会的信用がなければ、注文主は安心して自己の代理を委せられないであろう。一夜明けたら所在が不明であったというようなことでは、彼がいかに優れたデザインの能

力をもっている、建築家として不適格者と言わざるを得ない。日本建築家協会が、今後、いかにしてわが国の Professional Architect を網羅し、建築家の Profession を社会的にも法的にも、確立してゆくかに、わが国の建築家の権威の向上と、経済的基盤の安定とがかかっていると思われる。

あとがき

それはまた、これからの新しい社会の生産関係の中における精神労働者、自由業者、さらに広くインテリゲンツィアのあり方を見きわめてゆく努力と相通ずるものである。資本主義社会の特徴として肉体労働者と精神労働者の分化・対立を見、精神労働者にインテリ共通の欠陥を指摘する公式主義の見解から脱して、肉体労働が大はばに頭脳労働に切りかえられてゆく来べき技術革新の社会における、技術者のあり方を積極的に検討し直さねばならないと思う。日本の建築家の Profession の確立をめぐる論議も、こうした大きな意味をもっていることを痛感するのである。
(1958. 3. 13)